

# 地震保険と再保険のしくみ

地震保険は、居住の用に供する建物およびそれに収容される家財（生活用動産）を対象とする火災保険（注）に、セットして契約することになっており、地震保険のみを単独で契約することはできません。火災保険を契約する際、地震保険を希望しない場合には、保険契約申込書の「地震保険ご確認」欄に押印が必要です。

また、現在ご契約の火災保険の契約時に地震保険を契約しなかった場合でも、保険期間の中途から地震保険を契約することもできます。なお、警戒宣言（※）が発せられた場合、契約できなくなる地域があります。

※詳しくは用語の解説（P42）をご覧ください。

## 補償される損害

地震もしくは噴火またはこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって、保険の対象について生じた損害。

- 火災保険では、①地震等による火災（およびその延焼、拡大損害）によって生じた損害②火災が地震等によって延焼、拡大したことにより生じた損害はいずれも補償の対象とはなりません。これらの損害を補償するためには地震保険が必要です。



## 保険の対象

居住の用に供する建物および家財（生活用動産）。



以下のものは対象外となります。

工場、事務所専用の建物など住居として使用されない建物、1個または1組の価額が30万円を超える貴金属・宝石・骨とう、通貨、有価証券（小切手、株券、商品券等）、預貯金証書、印紙、切手、自動車等。

## 保険期間

短期、1年および長期（2～5年）

## 保険金額

火災保険の保険金額の30%～50%の範囲内で地震保険の保険金額を契約者に設定していただきます。ただし、建物は5,000万円（注）、家財は1,000万円が限度です。

### （注）火災保険

普通火災保険、長期総合保険、積立生活総合保険、住宅火災保険、住宅総合保険、店舗総合保険等

（注）マンション等の区分所有建物の保険金額は、各区分所有者ごとに専有部分と共有持分を合わせて、5,000万円が限度となります。

## 保険金の支払

地震保険では、保険の対象である建物または家財が全損、半損、または一部損となったときに保険金が支払われます。

保険の対象	損害の程度	保険金支払額
建物・家財	全損	保険金額の100%〔時価(※)が限度〕
	半損	保険金額の50%〔時価の50%が限度〕
	一部損	保険金額の5%〔時価の5%が限度〕



### 損害の認定基準

「全損」「半損」「一部損」とは、次の場合をいいます。

損害の程度	建 物		家 財
	主要構造部の損害額	焼失、流失した床面積 (一部損は床上浸水等)	家財の損害額
全 損	建物の時価の 50%以上	建物の延床面積の 70%以上	家財の時価の 80%以上
半 損	建物の時価の 20%以上50%未満	建物の延床面積の 20%以上70%未満	家財の時価の 30%以上80%未満
一 部 損	建物の時価の 3%以上20%未満	建物が床上浸水または地盤面 から45cmを超える浸水を受け 損害が生じた場合で、全損 ・半損に至らない場合	家財の時価の 10%以上30%未満

### 保険金をお支払いできない主な場合

- 故意もしくは重大な過失または法令違反による損害
- 戦争、内乱などによる損害
- 地震の発生日から10日以上経過後に生じた損害
- 地震等の際の紛失・盗難の場合

## 保険金総支払限度額

1回の地震等につき支払われる保険金の総支払限度額(※)は、平成17年4月に改定され、5兆円となっています。支払うべき保険金の総額が総支払限度額を超過する場合、法律によって各契約ごとの保険金を削減することができることになっています。

#### ※時価

新築価額から、使用年数に相当する減価額を控除した価額をいいます。

#### ※総支払限度額

「地震保険に関する法律」にもとづき、1回の地震等により政府および民間保険会社が支払う保険金の総支払限度額が定められています。詳しくは当社、損害保険会社および政府の保険責任(P20)、用語の解説(P43)をご覧ください。

## 保険料率

地震保険料率は、「損害保険料率算出団体に関する法律」にもとづき、損害保険料率算出機構（※）が算出しており、将来の保険金の支払いに充てられる部分である「純保険料率」と保険会社の経費および代理店手数料等に充てられる部分である「付加保険料率」から構成されています。

$$\text{地震保険料率} = \text{純保険料率} + \text{付加保険料率}$$

実際に適用される保険料率は、保険の対象である建物および家財を収容する建物の構造別、所在地別に定めている基本料率に、耐震性能に応じた割引率（一定の確認書類が必要です。）を乗じることにより計算します。

平成19年10月1日より**基本料率の改定**と耐震性能の高い住宅についての割引対象の拡大が予定されています。

### 基本料率(建物、家財とも)

基本料率は保険の対象である**建物**および**家財を収容する建物**の構造、**所在地**により決定します。

### 平成19年9月30日までの基本料率

「純保険料率」は、具体的には、国立天文台編の「理科年表」（※）に掲載されている過去約500年間に発生し被害をもたらした375の地震データを使って算出しています。

保険金額1,000円あたり保険期間1年につき

(単位：円)

等地別	構 造	非 木 造	木 造
1 等 地		0.50	1.20
2 等 地		0.70	1.65
3 等 地		1.35	2.35
4 等 地		1.75	3.55

- 1等地 北海道、福島県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、福岡県、佐賀県、鹿児島県、沖縄県  
2等地 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、山梨県、鳥取県、徳島県、愛媛県、高知県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県  
3等地 埼玉県、千葉県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県  
4等地 東京都、神奈川県、静岡県

#### ※損害保険料率算出機構

「損害保険料率算出団体に関する法律」にもとづき設立された、損害保険における公正な保険料率の算出の基礎とし得る料率を算出する団体です。

#### ※理科年表

文部科学省国立天文台編。天文、気象、地学等自然科学に関する広範囲なデータを取りまとめ、最新の研究、観測等により毎年改定される資料本です。この中の「日本付近のおもな被害地震年代表」が純保険料率算出に使用されています。

## 平成19年10月1日からの基本料率

政府の機関である地震調査研究推進本部（※）が「確率論的地震動予測地図」を公表しました。この地図の作成に使われた、今後被害をもたらす可能性があるとして想定した全ての地震（震源数：約73万震源モデル）を対象として、あわせて被害の予測手法も最新のものに改めて、「純保険料率」を算出しています。

保険金額1,000円あたり保険期間1年につき （単位：円）

構造 等地別	非木造	木造
北海道	0.65	1.27
青森県	0.65	1.27
岩手県	0.50	1.00
宮城県	0.65	1.27
秋田県	0.50	1.00
山形県	0.50	1.00
福島県	0.50	1.00
茨城県	0.91	1.88
栃木県	0.50	1.00
群馬県	0.50	1.00
埼玉県	1.05	1.88
千葉県	1.69	3.06
東京都	1.69	3.13
神奈川県	1.69	3.13
新潟県	0.65	1.27
富山県	0.50	1.00
石川県	0.50	1.00
福井県	0.50	1.00
山梨県	0.91	1.88
長野県	0.65	1.27
岐阜県	0.65	1.27
静岡県	1.69	3.13
愛知県	1.69	3.06
三重県	1.69	3.06

構造 等地別	非木造	木造
滋賀県	0.65	1.27
京都府	0.65	1.27
大阪府	1.05	1.88
兵庫県	0.65	1.27
奈良県	0.65	1.27
和歌山県	1.69	3.06
鳥取県	0.50	1.00
島根県	0.50	1.00
岡山県	0.65	1.27
広島県	0.65	1.27
山口県	0.50	1.00
徳島県	0.91	2.15
香川県	0.65	1.56
愛媛県	0.91	1.88
高知県	0.91	2.15
福岡県	0.50	1.00
佐賀県	0.50	1.00
長崎県	0.50	1.00
熊本県	0.50	1.00
大分県	0.65	1.27
宮崎県	0.65	1.27
鹿児島県	0.50	1.00
沖縄県	0.65	1.27

### ※地震調査研究推進本部

阪神・淡路大震災を契機に、地震調査研究の推進体制の整備等を目的として、地震防災対策特別措置法が制定され、同法に基づき、平成7年7月に地震調査研究推進本部が設置されました。平成17年3月に「全国を概観した地震動予測地図」として「確率論的地震動予測地図」と「震源断層を特定した地震動予測地図」の2種類の地図を公表しています。

## 割引率

以下の(イ)・(ロ)の場合に、前頁の**基本料率が割り引かれます**。ただし、(イ)と(ロ)の重複適用はできません。

### (イ) 建築年割引率

建物が**昭和56年6月以降に新築**された建物およびその建物に収容された家財

割引率	10%
-----	-----

### (ロ) 耐震等級割引率

法律にもとづき定められた**耐震等級**(※)に該当する建物およびその建物に収容された家財である場合

耐震等級	1	2	3
割引率	10%	20%	30%

## 平成19年10月1日からの割引対象の拡大

従来からある前述の(イ)・(ロ)の割引に加え、新たに(ハ)・(二)の割引が追加され、割引対象が拡大されます。ただし、重複適用はできません。

### (ハ) 免震建築物割引

法律にもとづき定められた**免震建築物**(※)である建物およびその建物に収容された家財

割引率	30%
-----	-----

### (二) 耐震診断割引

耐震診断または耐震改修の結果、法律の規定と同等の**耐震性能を有すること**(※)が確認できた建物およびその建物に収容された家財

割引率	10%
-----	-----

#### ※耐震等級

住宅の耐震等級とは、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく日本住宅性能表示基準に定められた表示事項の一つである**耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)**または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)の評価指針」において住宅の耐震性能を評価した指標のことをいい、次のとおり定められています。

耐震等級3	極めて稀に(数百年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの)の1.5倍の力に対して倒壊・崩壊しない程度
耐震等級2	極めて稀に発生する地震による力の1.25倍の力に対して倒壊・崩壊しない程度
耐震等級1	極めて稀に発生する地震による力に対して倒壊・崩壊しない程度

#### ※免震建築物

「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく日本住宅性能表示基準に定められた表示事項により免震建築物であると評価された建築物を指します。

#### ※耐震性能を有すること

建築基準法に定める現行耐震基準に適合することを指します。

## 長期契約の料率

長期契約(2~5年、長期保険保険料払込特約条項を付した契約)の保険料率は、基本料率と割引率から算出された料率に以下の長期係数を乗じたものとなります。

期間	2年	3年	4年	5年
係数	1.90	2.75	3.60	4.45

## 保険料計算例

所在地：兵庫県、建物構造：木造、建築年月：平成12年1月の建物の場合  
 主契約となる火災保険の保険金額：建物2,000万円、家財600万円  
 (ここでは、保険始期日が平成19年10月1日以降であるとします。)

1. 地震保険の保険金額を決定：ここでは、付保割合（※）を50%とします。  
 建物の保険金額の計算：火災保険の保険金額×50% = 1,000万円  
 家財の保険金額の計算：火災保険の保険金額×50% = 300万円
2. 保険料率を確認：平成19年10月1日からの兵庫県の木造の基本料率→1.27
3. 割引率の確認：昭和56年6月以降新築→10%

建物

$$\text{地震保険料の計算} : 10,000\text{千円} \times \underbrace{1.27 \times (100\% - 10\%)}_{1.14} = 11,400\text{円}$$

家財

$$\text{地震保険料の計算} : 3,000\text{千円} \times \underbrace{1.27 \times (100\% - 10\%)}_{1.14} = 3,420\text{円}$$

## 地震保険料所得控除制度

平成18年度税制改正により、地震災害による損失への備えに係る国民の自助努力を支援するため、従来の損害保険料控除が改組され、地震保険料控除が創設されました。これにより、所得税が最高5万円、住民税が最高2万5千円を総所得金額等から控除できるため、より一層地震保険をお求めになり易くなります。

### 所得税（平成19年分以後の所得税について適用）

- 1 居住者等の有する居住用家屋・生活用動産を保険又は共済の目的とし、かつ、地震等を原因とする火災等による損害に基因して保険金又は共済金が支払われる地震保険契約に係る地震等相当部分の保険料等の全額をその年分の総所得金額等から控除する（最高5万円）。
- 2 経過措置として、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等（上記1の適用を受ける保険料等に係るもの）に係る保険料等については、従前の損害保険料控除を適用する（最高1万5千円）。
- 3 上記1と2を適用する場合には合わせて最高5万円とする。

### 個人住民税（平成20年度分以後の個人住民税について適用）

- 1 居住者等の有する居住用家屋・生活用動産を保険又は共済の目的とし、かつ、地震等を原因とする火災等による損害に基因して保険金又は共済金が支払われる地震保険契約に係る地震等相当部分の保険料等の金額の2分の1に相当する金額を総所得金額等から控除する（最高2万5千円）。
- 2 経過措置として、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等（上記1の適用を受ける保険料等に係るもの）に係る保険料等については、従前の損害保険料控除を適用する（最高1万円）。
- 3 上記1と2を適用する場合には合わせて最高2万5千円とする。

#### ※付保割合

火災保険金額に対する地震保険金額の割合を指します。地震保険では30~50%の範囲内で設定することとなっています。

## 再保険のしくみ

巨大地震等が発生した場合、多額の保険金の支払いが予想されますが、損害保険会社の支払能力には限度がありますので、**再保険によって政府が保険責任を分担するという官民一体の制度**となっています。

当社は、損害保険会社が引き受けた地震保険契約の全責任を再保険により引き受け、その責任を均質化して損害保険会社および政府に対しそれぞれの限度額に応じて再々保険し、その残余の責任額を負担しています。

### 損害保険会社から当社への再保険【地震保険再保険特約(A)】…A特約

日本国内で営業している損害保険各社と当社との間で再保険特約を締結しており、この再保険特約によつて損害保険会社は「地震保険に関する法律」にもとづいて引き受けた地震保険契約の保険責任の全額をもれなく当社に再保険し、当社は拒否することなくこれを引き受けることが定められています。

### 当社から損害保険会社への再々保険【地震保険再保険特約(B)】…B特約

当社は、損害保険会社と個別に再保険特約を締結して、A特約によって引き受けた保険責任のうちの一部を損害保険会社に再々保険しています。損害保険各社の引き受け割合は、地震保険の危険準備金残高などに応じて決められています。

### 当社から政府への再々保険【地震保険超過損害額再保険契約】…C契約

当社は、政府と地震保険超過損害額再保険契約を締結して、A特約によって引き受けた保険責任のうち国会で承認された責任限度額を政府に再々保険しています。

## 保険金支払いのしくみ

地震等によって損害が生じたときは、契約者が損害保険会社へ保険金の請求をした後、損害保険会社は契約者へ保険金を支払います。

契約者へ保険金を支払った損害保険会社は、その支払った保険金の全額を再保険金として当社へ請求し、当社は損害保険会社へ再保険金を全額支払います。

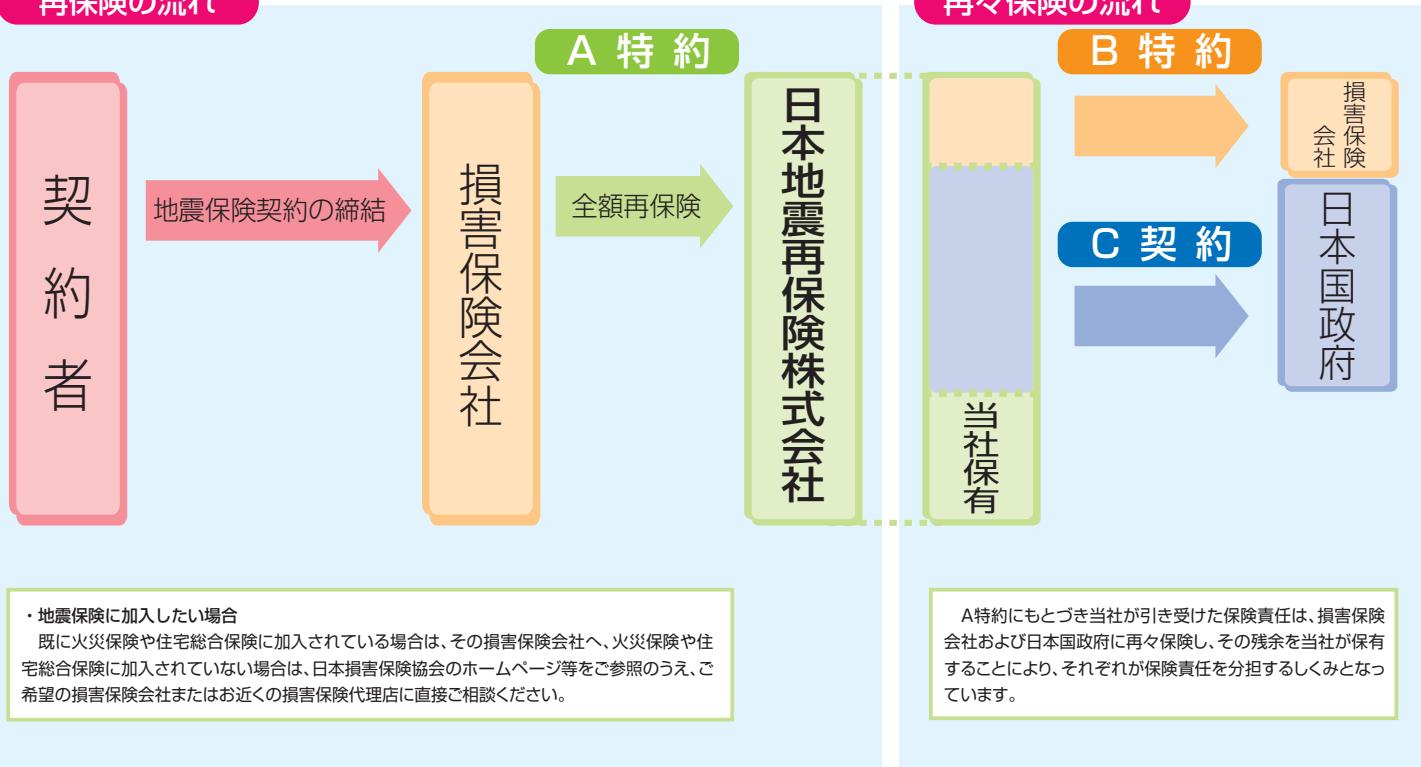
従って、当社の再保険金の支払額は、損害保険会社より契約者に支払った保険金と同額となります。



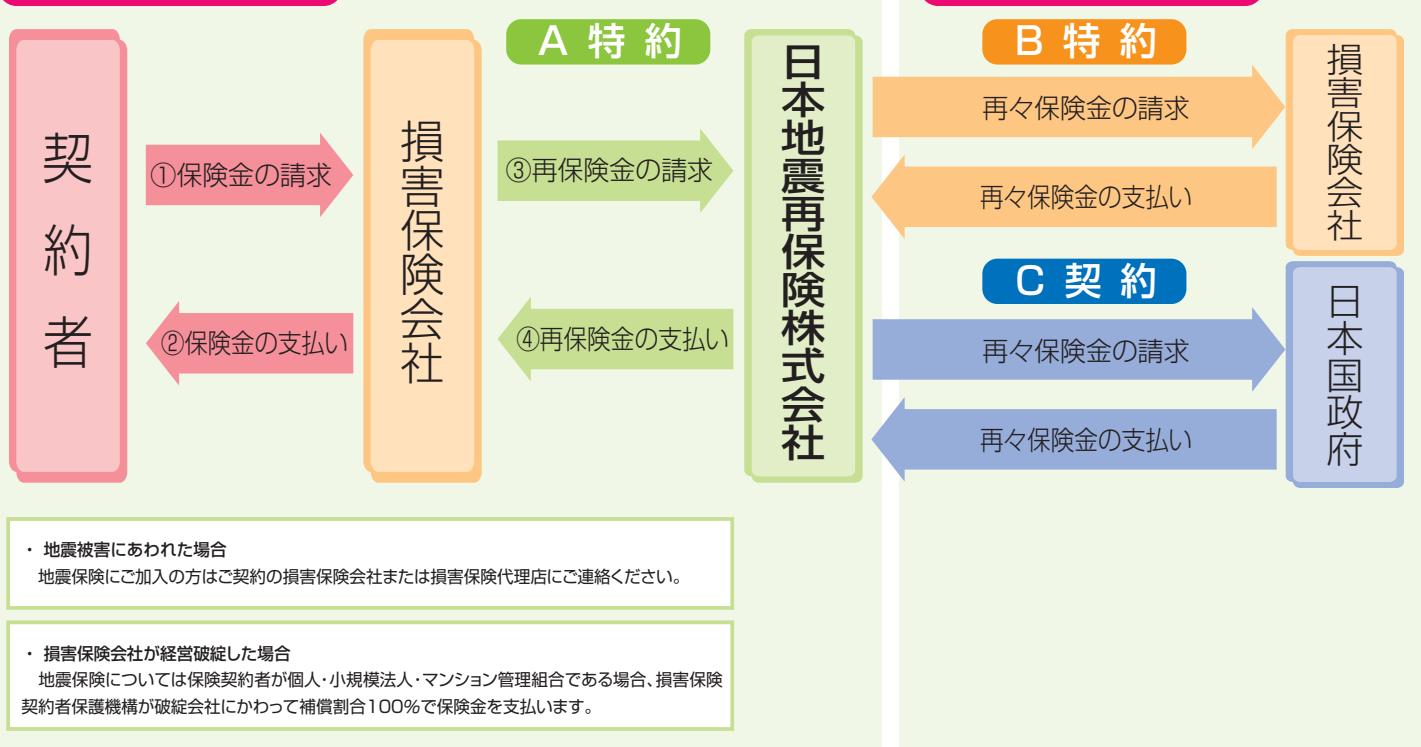
地震保険制度発足以来の再保険金支払額についてはP22をご覧下さい。

## 地震保険再保険の流れ

### 再保険の流れ



### 再保険金支払いの流れ



## 当社、損害保険会社および政府の保険責任

当社、損害保険会社および政府それぞれの責任限度額(※)や責任負担の方法を簡単に図示したものが以下の再保険スキームです。

平成17年4月1日より、1回の地震等に支払われる保険金の総支払限度額(※)が5兆円となり、その結果再保険スキームと責任限度額は以下のとおりになっています。

### 負担方法(再保険スキーム)



※総支払限度額および責任限度額については p 42.43の「用語の解説」をご覧下さい。

### 責任限度額

当 社	4,520.1億円
損 害 保 險 会 社	4,258.0億円
政 府	4兆1,221.9億円
合計(保険金総支払限度額)	5兆円

### 平成18年度末での当社、損害保険会社の危険準備金および政府責任準備金の残高

契約者が支払った保険料のうち純保険料部分を将来発生する地震の保険金支払いに備えて、当社、損害保険会社は地震保険危険準備金として積み立て、政府は地震再保険特別会計における政府責任準備金として積み立てることが、法令で義務付けられています。

地震が発生し損害が生じれば、再保険スキームに定めた責任負担に応じてそれぞれ積み立てた中から取り崩して保険金をお支払いします。

当 社	4,123億円
損 害 保 險 会 社	4,518億円
政 府	1兆741億円
合 計	1兆9,383億円

- (注) 1. 損害保険会社の危険準備金には、税効果会計による繰延税金資産相当額が含まれています。  
2. 政府責任準備金については、平成18年度決算が国会で承認された時点での確定値となります。

### 当社、損害保険会社および政府の負担額の具体例

例えば、1回の地震等により2兆円の保険金が支払われた場合、当社、損害保険会社および政府それぞれの負担額は以下のとおりとなります。

(単位：億円)

支払保険金 負担者	750億円までの部分	750億円を超え 13,118億円までの部分	13,118億円を超え 2兆円までの部分	負担額合計
当 社	750	2,848	—	3,598.0
損 害 保 險 会 社	—	3,336	344.1	3,680.1
政 府	—	6,184	6,537.9	12,721.9
合 計	750	12,368	6,882.0	20,000.0

## 地震保険契約都道府県別世帯加入率

(平成19年3月31日現在)

都道府県	世帯数(A) (千世帯)	件数(B) (千件)	保険金額 (百万円)	世帯加入率 (B/A) (%)	都道府県	世帯数(A) (千世帯)	件数(B) (千件)	保険金額 (百万円)	世帯加入率 (B/A) (%)
北海道	2,580	484	3,423,340	18.76	滋賀	478	68	573,777	14.39
青森	559	70	483,996	12.65	京都	1,073	169	1,364,408	15.79
岩手	494	49	377,019	10.06	大阪	3,737	819	6,302,391	21.92
宮城	873	244	1,995,376	28.01	兵庫	2,241	354	2,839,968	15.82
秋田	415	40	299,044	9.72	奈良	535	94	814,198	17.65
山形	392	36	287,303	9.21	和歌山	417	76	629,995	18.38
福島	729	92	725,276	12.71	鳥取	221	32	270,453	14.52
茨城	1,066	188	1,493,096	17.70	島根	271	26	229,039	9.82
栃木	721	109	884,329	15.22	岡山	750	110	867,908	14.76
群馬	737	77	616,099	10.57	広島	1,187	269	2,146,554	22.73
埼玉	2,740	603	4,536,376	22.02	山口	629	93	792,314	14.80
千葉	2,415	631	4,988,980	26.14	徳島	311	59	532,548	18.94
東京	5,965	1,729	13,737,723	29.00	香川	397	82	734,038	20.85
神奈川	3,713	1,027	7,962,829	27.66	愛媛	614	104	873,769	17.01
新潟	824	113	899,879	13.80	高知	345	69	542,974	20.11
富山	376	36	348,867	9.71	福岡	2,078	464	3,778,190	22.37
石川	427	57	484,449	13.42	佐賀	300	31	256,960	10.41
福井	265	33	316,187	12.75	長崎	599	47	383,279	7.89
山梨	325	71	687,081	22.01	熊本	706	140	1,158,435	19.90
長野	792	74	720,550	9.40	大分	490	71	622,502	14.51
岐阜	717	158	1,252,473	22.06	宮崎	485	86	656,915	17.86
静岡	1,381	350	2,721,066	25.35	鹿児島	771	141	1,019,055	18.41
愛知	2,727	882	7,042,054	32.34	沖縄	523	44	361,383	8.41
三重	691	151	1,204,640	21.91	全国計	51,102	10,776	85,239,109	21.09

(注)1.世帯数は、平成19年3月末現在の数字が未確定のため、平成18年3月末現在の数字となります。

2.地震保険件数・保険金額は、損害保険料率算出機構統計による。

3.付帯率は、平成17年中に契約された火災保険契約（住宅物件）に地震保険契約が付帯されている割合である。

損害保険料率算出機構統計による。

付帯率 40.3

## 大きな地震災害が想定される地域の世帯加入率

(平成19年3月31日現在)

地震名	世帯数(A) (千世帯)	件数(B) (千件)	保険金額 (百万円)	世帯加入率 (B/A) (%)	今後30年内に 発生する確率
関東大地震	22,585	5,746	45,390,190	25.44	ほぼ0%～1%
首都直下地震	15,900	4,180	32,719,007	26.29	70%程度
東海地震	21,469	5,679	44,853,778	26.45	87%（参考値）
東南海地震	20,441	4,843	38,229,334	23.69	60%～70%程度
南海地震	27,972	6,278	49,824,781	22.44	50%程度

関東大地震(1都10県)：東京、埼玉、千葉、神奈川、山梨、静岡、茨城、栃木、群馬、長野、愛知

首都直下地震(1都4県)：東京、埼玉、千葉、神奈川、茨城

東海地震(1都9県)：東京、神奈川、山梨、静岡、愛知、岐阜、三重、埼玉、千葉、長野

東南海地震(2府11県)：静岡、愛知、三重、大阪、奈良、和歌山、岐阜、滋賀、京都、兵庫、千葉、神奈川、徳島

南海地震(2府21県)：三重、大阪、兵庫、奈良、和歌山、岡山、徳島、香川、愛媛、高知、京都、広島、山口、大分、宮崎、熊本、鹿児島

(注)1.損害保険料率算出機構の直近被害想定にもとづく、主な被災都府県を対象として当社で作成。

2.今後30年内に発生する確率は政府の地震調査研究会推進本部の「全国を概観した地震動予測地図」2007年版による。

首都直下地震の確率は南関東のM7程度の地震の確率とした。

## 平成18年度 再保険金の支払状況

平成18年度は被害をもたらした地震の発生が比較的少なかったことから、再保険金支払額は平成17年4月20日に発生した福岡県西方沖を震源とする地震の再保険金を中心に4,060件（保険証券の件数ベース）、再保険金2,240百万円となりました。主な地震の支払状況は以下の表のとおりです。

地 震 名 等	発 生 日	マグニチュード	支払契約件数 (件数)	支払再保険金 (百万円)
1 福岡県西方沖を震源とする地震	平成17年 4月20日	5.8	2,446	933
2 福岡県西方沖を震源とする地震	平成17年 3月20日	7.0	587	430
3 大分県中部を震源とする地震	平成18年 6月12日	6.2	526	358
その他の地震	—	—	501	517
平成18年度支払再保険金合計	—	—	4,060	2,240

## 再保険金支払額上位10地震等

地震保険制度発足以来、再保険金支払額が多かった上位10地震等については以下の表のとおりです。

(平成19年3月31日現在)

地 震 名 等	発 生 日	マグニチュード	支払契約件数 (件)	支払再保険金 (百万円)
1 平成7年兵庫県南部地震	平成 7年 1月17日	7.3	65,427	78,346
2 平成13年芸予地震	平成13年 3月24日	6.7	24,439	16,934
3 福岡県西方沖を震源とする地震	平成17年 3月20日	7.0	21,668	16,716
4 平成16年新潟県中越地震	平成16年10月23日	6.8	12,542	14,774
5 福岡県西方沖を震源とする地震	平成17年 4月20日	5.8	10,796	6,147
6 平成15年十勝沖地震	平成15年 9月26日	8.0	10,527	5,969
7 平成12年鳥取県西部地震	平成12年10月 6日	7.3	4,078	2,868
8 宮城県北部を震源とする地震	平成15年 7月26日	6.4	2,540	2,171
9 宮城県沖を震源とする地震	平成15年 5月26日	7.1	2,962	1,915
10 宮城県沖を震源とする地震	平成17年 8月16日	7.2	2,700	1,499

(注)「平成7年兵庫県南部地震」は、78,346百万円の支払となりましたが、当時の再保険スキームにより、その内政府は6,173百万円、当社は40,000百万円、損害保険会社は32,173百万円を負担しました。

「平成19年能登半島地震」(平成19年3月25日発生、マグニチュード6.9)では、支払契約件数約3千件、支払再保険金約2,535百万円((財)日本損害保険協会調べ)を見込んでいます。

当社で過去にお支払いした再保険金の上位10地震等の震源地およびマグニチュードは、下図のとおりの分布となっております。地震名に記載の番号は、支払額の順位です。

また、参考までに、政府の地震調査研究推進本部が発表した南関東のM7程度の地震および東海地震、東南海地震、南海地震の震源域と今後30年以内の発生確率を併記します。

